

# 兵庫県公報

平成31年 1月29日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 規 則

- 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則（建築指導課）…………… 1

## 公布された法令のあらまし

### ●太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第1号）

神戸市及び三田市が太陽光発電施設の設置に係る届出等に関して必要な事項を定め、これにより良好な環境及び安全な住民生活を確保することを目的とする条例を制定することを踏まえ、これらの市の区域における県の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例の規定の適用について定めることとした。

## 規 則

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成31年 1月29日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第1号

#### 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則（平成29年兵庫県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表中「、三田市」を削り、「の区域」の右に「並びに三田市の区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域（以下「市街化調整区域」という。）を除く。）」を加える。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第14条 条例第17条の規定により、次に掲げる市町の区域に設置する太陽光発電施設については、条例第7条から第16条まで、第19条及び第20条の規定は、適用しない。

- (1) 神戸市の区域
- (2) 三田市の区域（市街化調整区域に限る。）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条の次に1条を加える改正規定（第14条第1号に係る部分に限る。）及び次項の規定は、平成31年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 神戸市の区域における改正後の太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第14条の規定（太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）第10条第2項及び第11条の規定に係る部分を除く。）は、同市の区域において平成31年10月1日以後に設置工事（同条例第7条第1項に規定する設置工事をいう。以下同じ。）又は増設等工事（同条例第10条第1項に規定する増設等工事をいう。以下同じ。）に着手する太陽光発電施設について、適用する。

3 三田市の区域に係る改正後の規則第13条第1項及び第14条の規定は、同市の区域において平成31年4月1日以後に設置工事又は増設等工事に着手する太陽光発電施設について、適用する。